練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　22

１８－４　（ＩＸ—ＫＤ８４—１）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

新座料金所

新座市
埼玉県
朝霞市
東京都
練馬区

下清戸東 １８－３		朝霞駐屯地 １８－５
野寺 １８－８	中通 １８－９	大泉 １８－１０

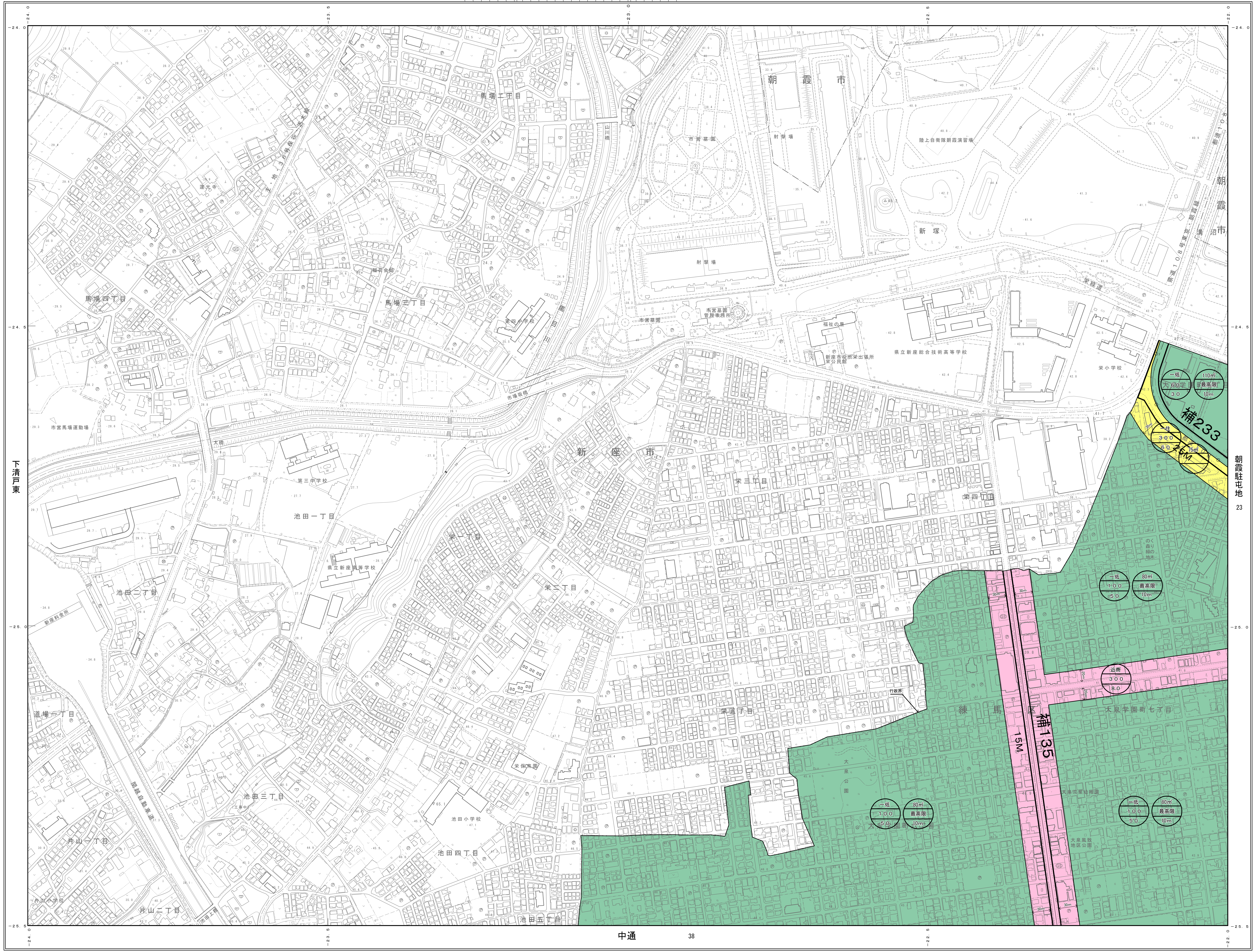
朝霞市
新座市
練馬区
朝霞駐屯地
23
下清戸東
中通
38
補233
補135
15M
25M
一低
100
50
一住
300
60
近商
300
80
最高限
10m
30m
陸上自衛隊朝霞演習場
射撃場
市営墓園
県立新座総合技術高等学校
新座市立第三中学校
池田一丁目
池田二丁目
池田三丁目
池田四丁目
池田五丁目
栄一丁目
栄二丁目
栄三丁目
栄四丁目
馬場一丁目
馬場三丁目
馬場四丁目
道場一丁目
片山一丁目
片山二丁目
大泉学園町七丁目
新塚
－２４．０
－２４．５
－２５．０
－２５．５
－２４．０
－２３．５
－２３．０
－２２．５
－２２．０

凡　例

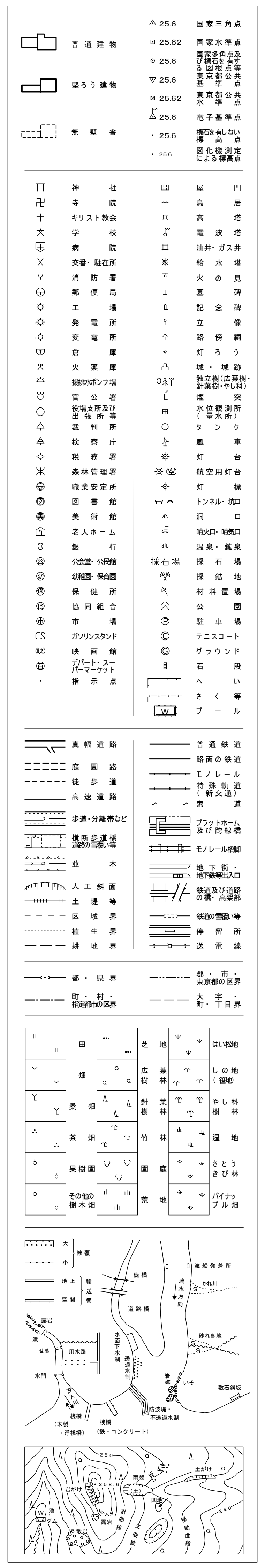
普通建物
堅ろう建物
無壁舎
岩がけ
土がけ
雨裂
凹地
露岩
散岩
池
ダム
計曲線
主曲線
補助曲線
250
258.6
240
（鉄・コンクリート）

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

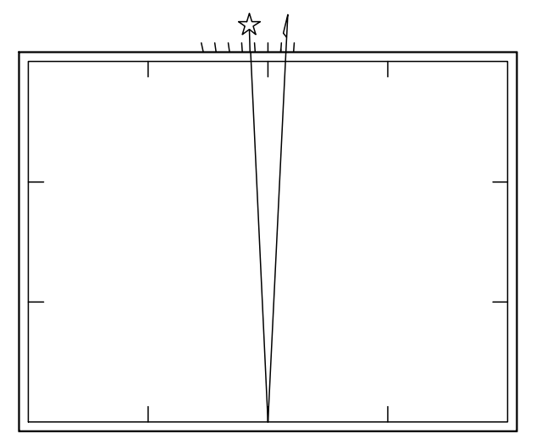

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟧 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟪 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0　50　100　200　300　400　500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　23

１８－５（ＩＸ—ＫＤ８４—２）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

朝霞駐屯地

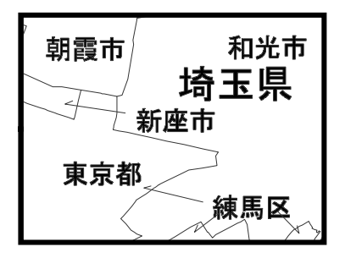
朝霞市
和光市
埼玉県
新座市
東京都
練馬区

		成増北西部 １０—１６
新座料金所 １８—４	▨	成増西部 １９—１
中通 １８—９	大泉 １８—１０	土支田 １９—６

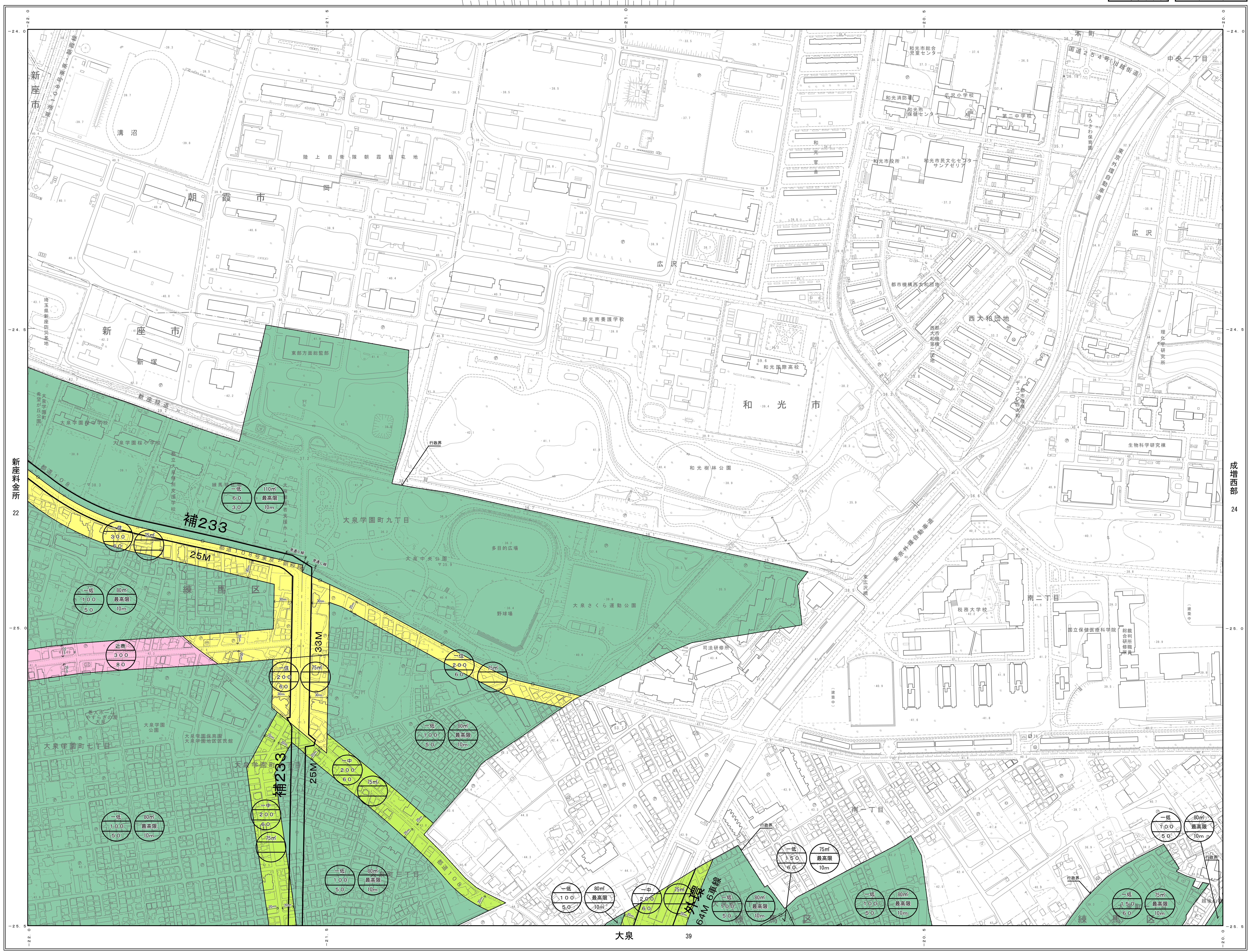
新座料金所
22
成増西部
24
大泉
39
−24.0
−24.5
−25.0
−25.5
−22.0
−21.5
−21.0
−20.5
−20.0
補233
25M
33M
外環
64M 6車線
一低
100
50
80㎡
最高限
10m
一中
200
60
75㎡
一住
近商
300
80
150
110㎡
新座市
朝霞市
和光市
練馬区
陸上自衛隊朝霞駐屯地
大泉中央公園
大泉さくら運動公園
和光樹林公園
東京外環自動車道
国道254号（川越街道）

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者　東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

凡　例

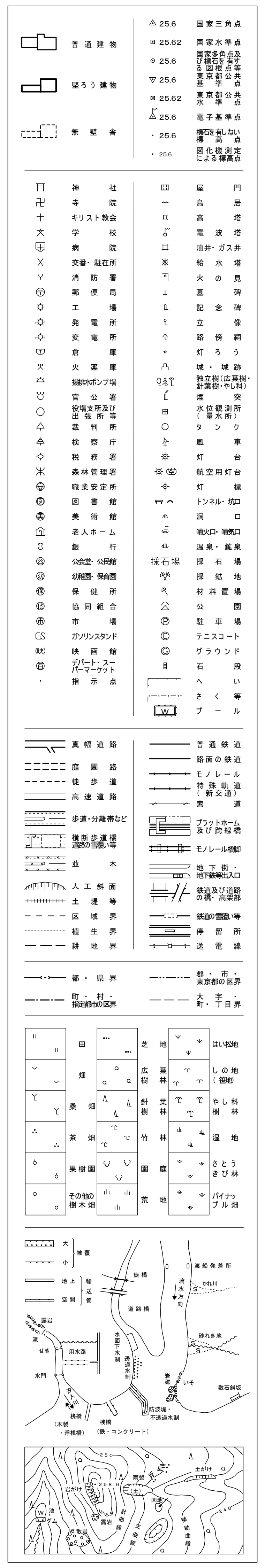

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔： 0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30′単位の目盛りに、10′単位で表示

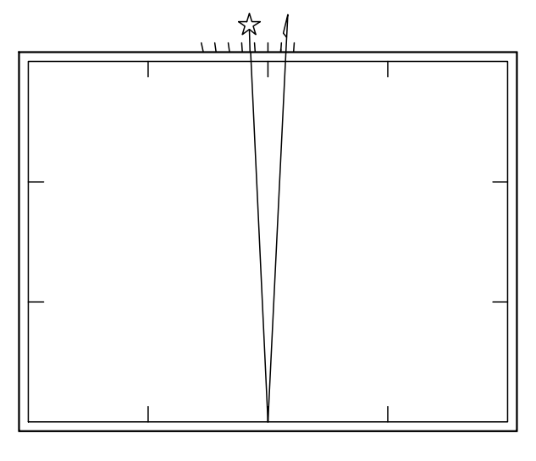

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０′
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００′
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例
🟩 第一種低層住居専用地域
🟩 第一種中高層住居専用地域
🟨 第一種住居地域
🟧 第二種住居地域
🟧 準住居地域
🟪 近隣商業地域
🟥 商業地域
🟪 準工業地域
🟦 工業地域

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　24

１９－１　（ＩＸ―ＫＤ８５―１）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

成増西部

埼玉県 和光市	板橋区	
練馬区	東京都	

	成増北西部 １０－１６	成増北部 １０－１７
朝霞駐屯地 １８－５	▨	赤塚 １９－２
大泉 １８－１０	土支田 １９－６	田柄 １９－７

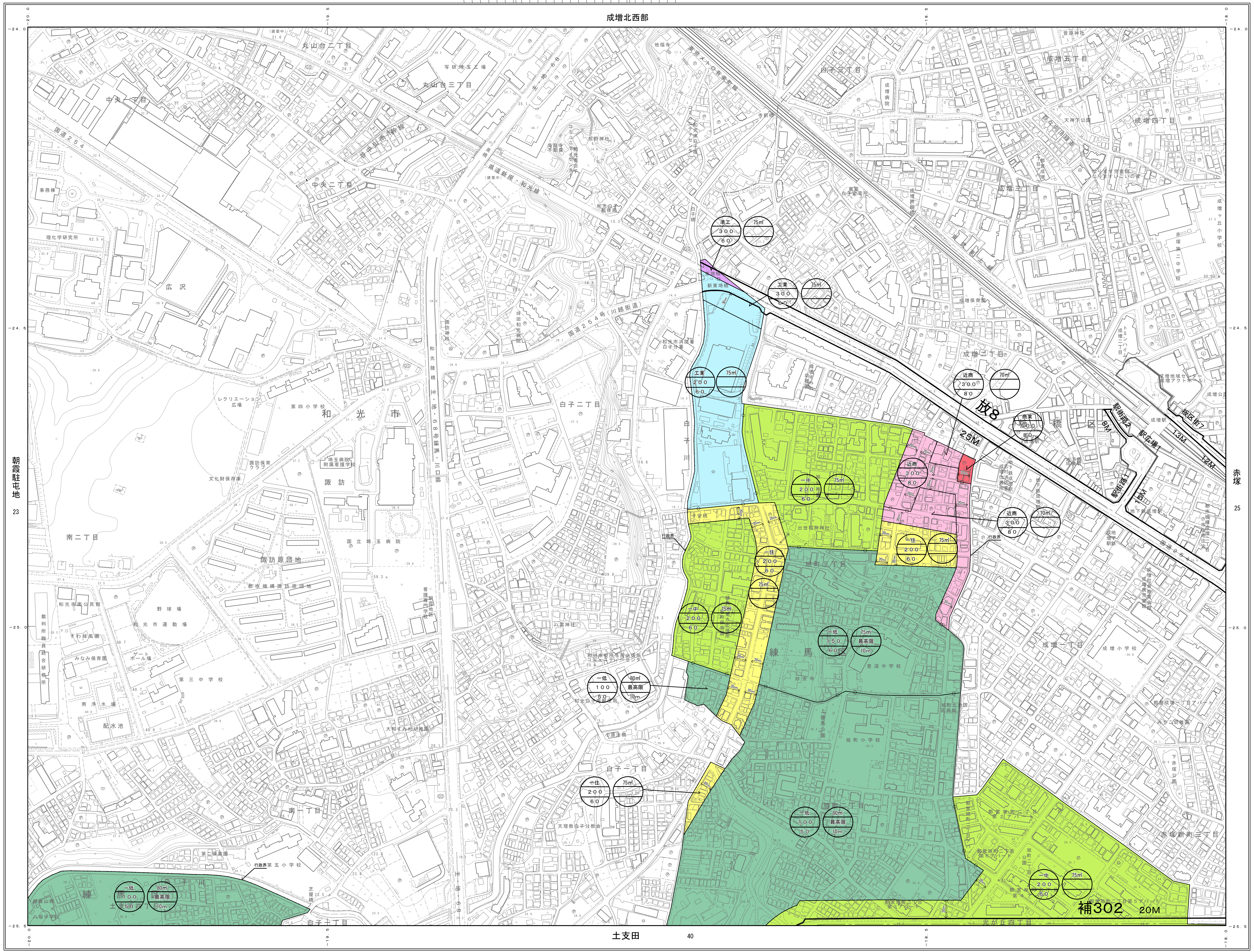

成増北西部
土支田
40
朝霞駐屯地
23
赤塚
25
−24．0
−24．5
−25．0
−25．5
−20．0
−19．5
−18．5
−18．0
放８
25M
補302
20M
13M
12M
駅前通
成増駅
和光市
白子二丁目
白子一丁目
成増二丁目
成増一丁目
成増三丁目
旭町三丁目
光が丘四丁目
土支田四丁目
工業 ３００ ６０ 75m
工業 ２００ ６０ 75m
近商 ３００ ８０ 70m
商業 ８００ ８０
一中 ２００ ６０ 75m
一住 ２００ ６０ 75m
一低 １５０ ６０ 15m 最高限 10m
一低 １００ ５０ 80㎡ 最高限 10m

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

凡　例

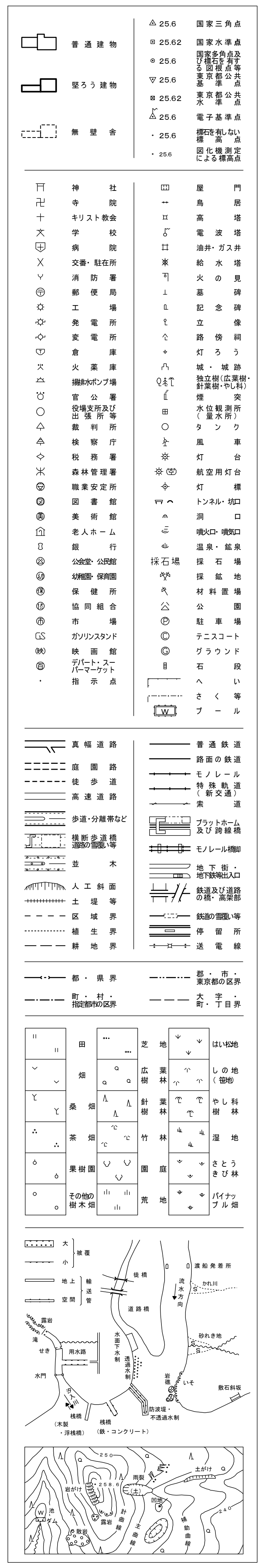

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

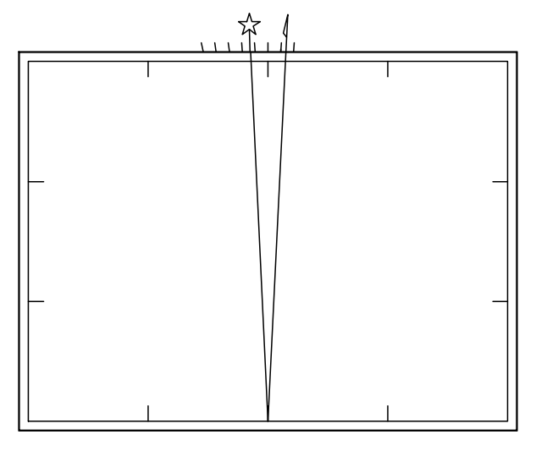

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟧 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟥 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　25

１９－２　（ＩＸ—ＫＤ８５—２）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

赤塚

東京都 板橋区 練馬区

成増北西部 １０－１６	成増北部 １０－１７	高島平 １０－１８
成増西部 １９－１	▨	西台 １９－３
土支田 １９－６	田柄 １９－７	練馬駐屯地 １９－８

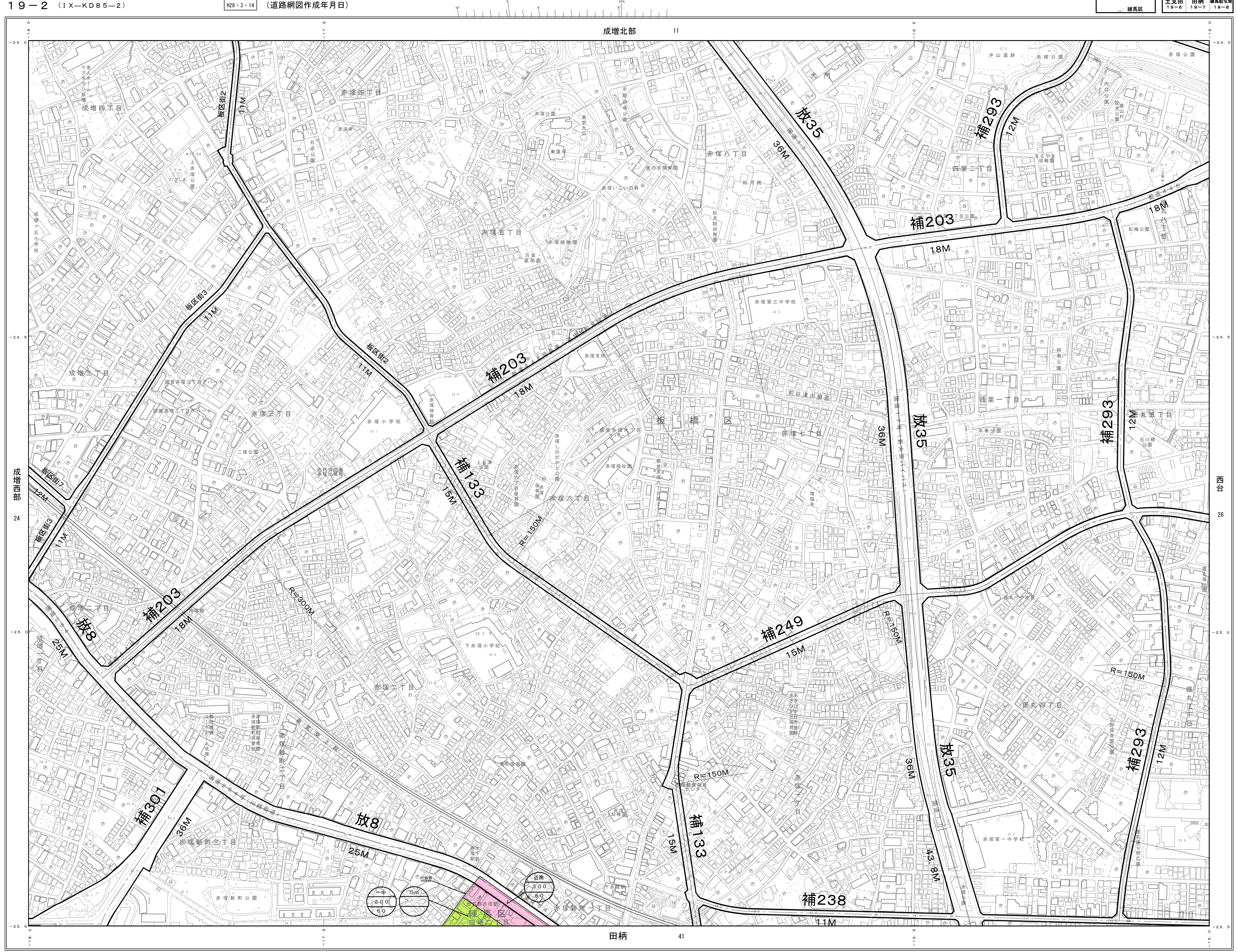
成増北部　11
田柄　41
成増西部　24
西台　26
放35
放8
補203
補133
補249
補293
補301
補238
板区街2
板区街3
36M
18M
12M
11M
15M
25M
R=150M
R=900M
赤塚八丁目
赤塚五丁目
赤塚六丁目
赤塚七丁目
赤塚二丁目
赤塚三丁目
赤塚新町三丁目
赤塚新町一丁目
西台一丁目
西台二丁目
徳丸四丁目
成増四丁目
板橋区
練馬区
赤塚第三中学校
赤塚小学校
下赤塚小学校
赤塚第一中学校
赤塚公園
赤塚新町公園
−24.0
−24.5
−25.0
−25.5
−18.0
−17.5
−16.5
−16.0

凡　例

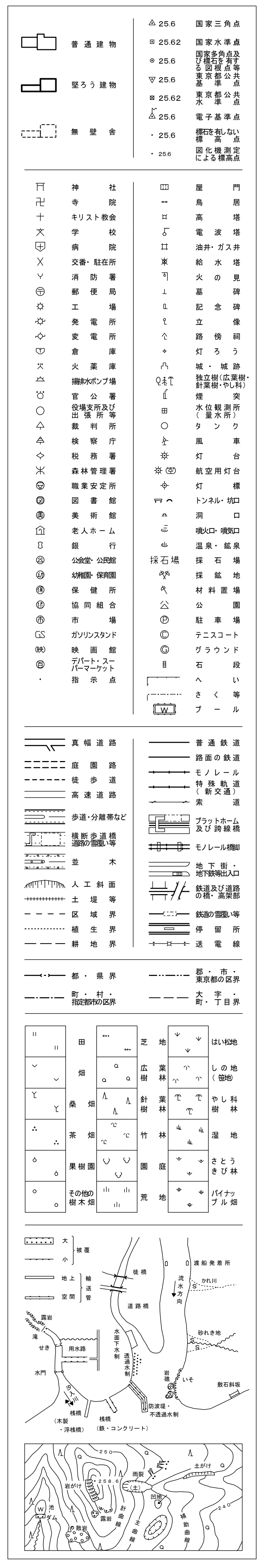

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向

この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

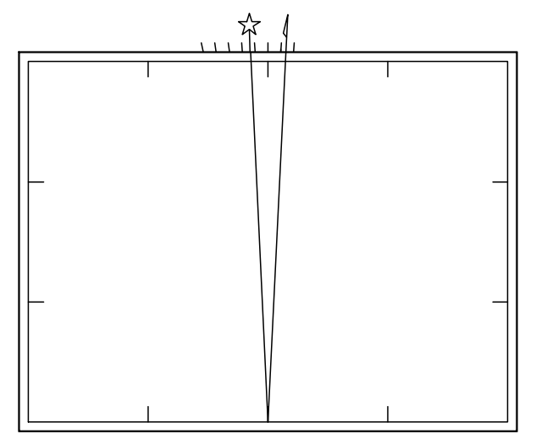

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟨 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟥 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　37

１８－８　（ＩＸ―ＫＤ８３―４）　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

野寺

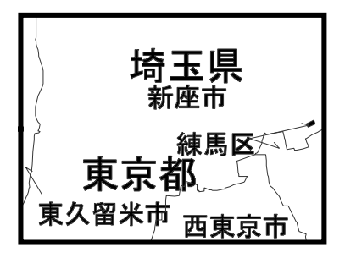

埼玉県
新座市
練馬区
東京都
東久留米市
西東京市

下清戸 １８－２	下清戸東 １８－３	新座料金所 １８－４
大門町 １８－７	▨	中通 １８－９
南沢 １８－１２	大保谷 １８－１３	西大泉 １８－１４

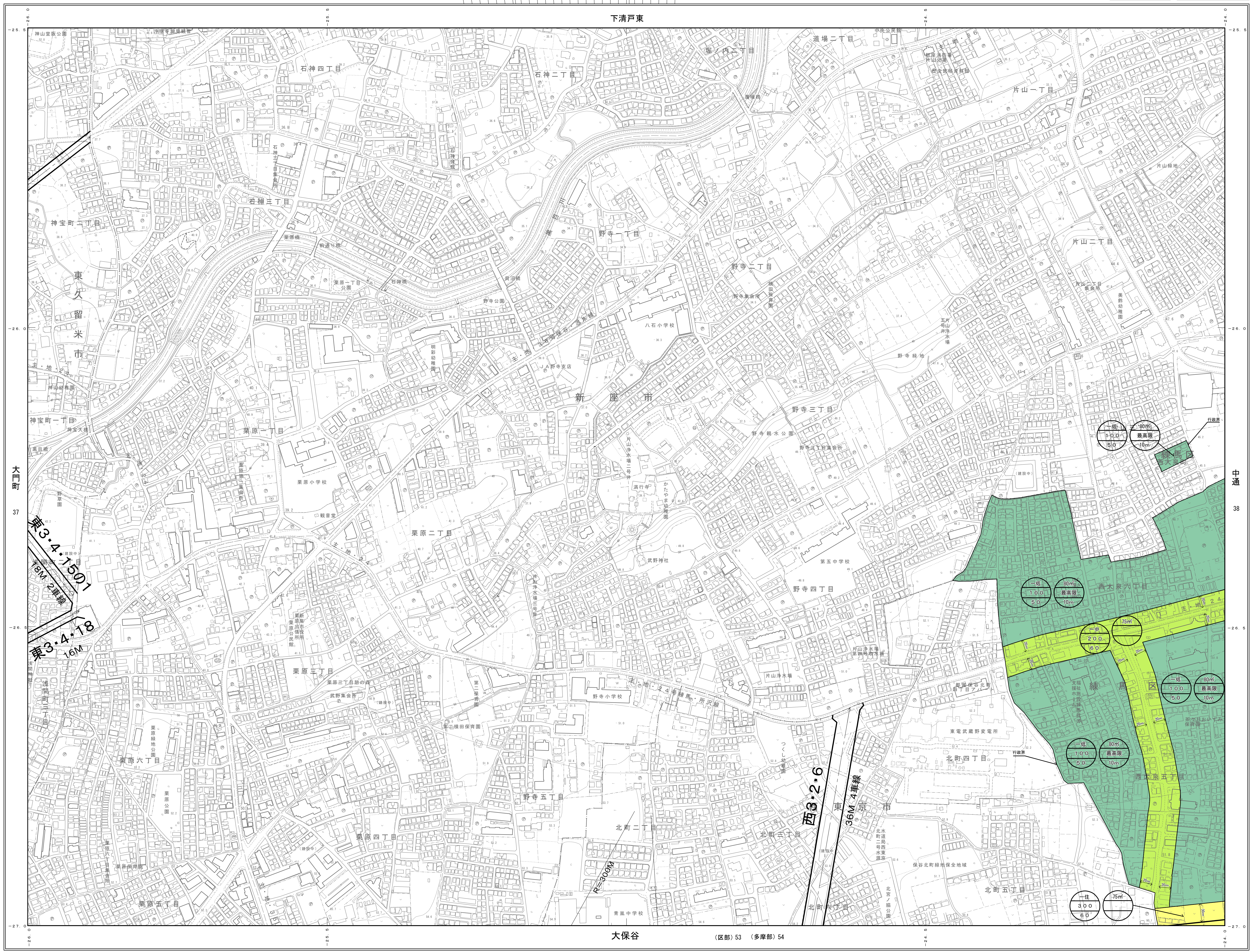

下清戸東
大保谷
大門町
37
中通
38
石神四丁目
石神二丁目
石神三丁目
神宝町二丁目
神宝町一丁目
東久留米市
新座市
野寺一丁目
野寺二丁目
野寺三丁目
野寺四丁目
野寺五丁目
片山一丁目
片山二丁目
道場二丁目
栗原二丁目
栗原三丁目
栗原四丁目
栗原五丁目
栗原六丁目
北町二丁目
北町三丁目
北町四丁目
北町五丁目
北町六丁目
西大泉六丁目
西大泉五丁目
練馬区
東京都
八石小学校
栗原小学校
野寺小学校
第五中学校
青嵐中学校
東3・4・15の1
18M 2車線
東3・4・18
16M
西3・2・6
36M 4車線
R=300M
一低 100 50
80m² 最高限 10m
一中 200 60
75m²
一住 300 60
行政界
－25．5
－26．0
－26．5
－27．0
－24．0
－24．5

（区部）53　（多摩部）54

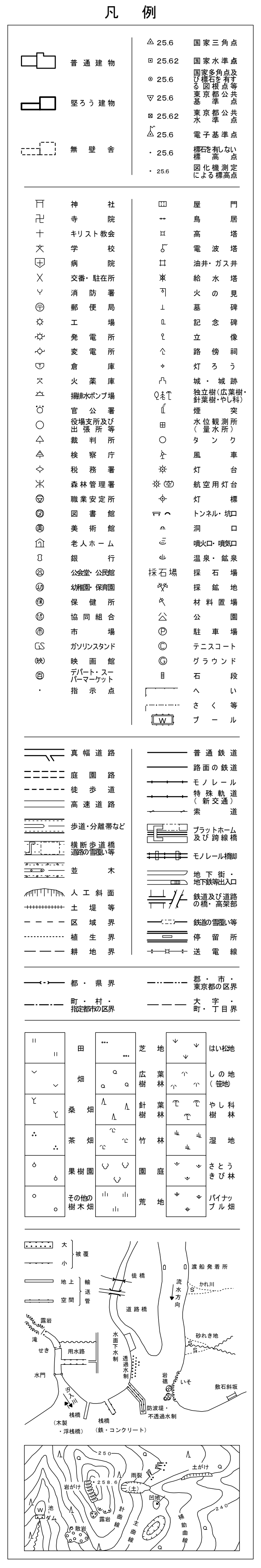

1. 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2. 投影は、横メルカトル図法
3. 平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4. 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5. 等高線の間隔は、２メートル
6. 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

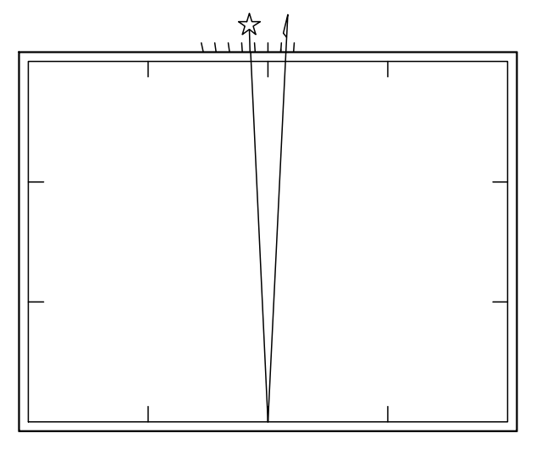

7. 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8. 真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9. 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟨 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟪 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1. 平成２４年１１月撮影空中写真
2. 平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0
50
100
200
300
400
500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　38

１８－９　（ＩＸ—ＫＤ８４—３）　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

中通

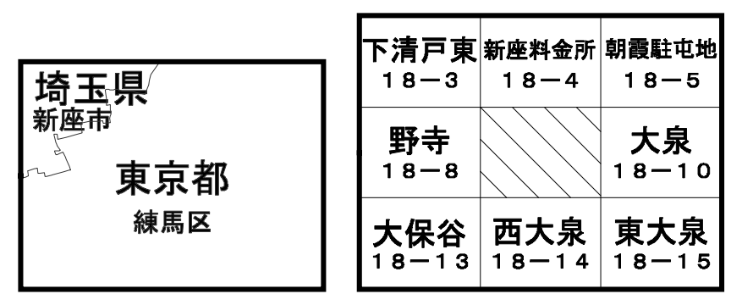

埼玉県
新座市
東京都
練馬区
下清戸東 １８－３
新座料金所 １８－４
朝霞駐屯地 １８－５
野寺 １８－８
大泉 １８－１０
大保谷 １８－１３
西大泉 １８－１４
東大泉 １８－１５

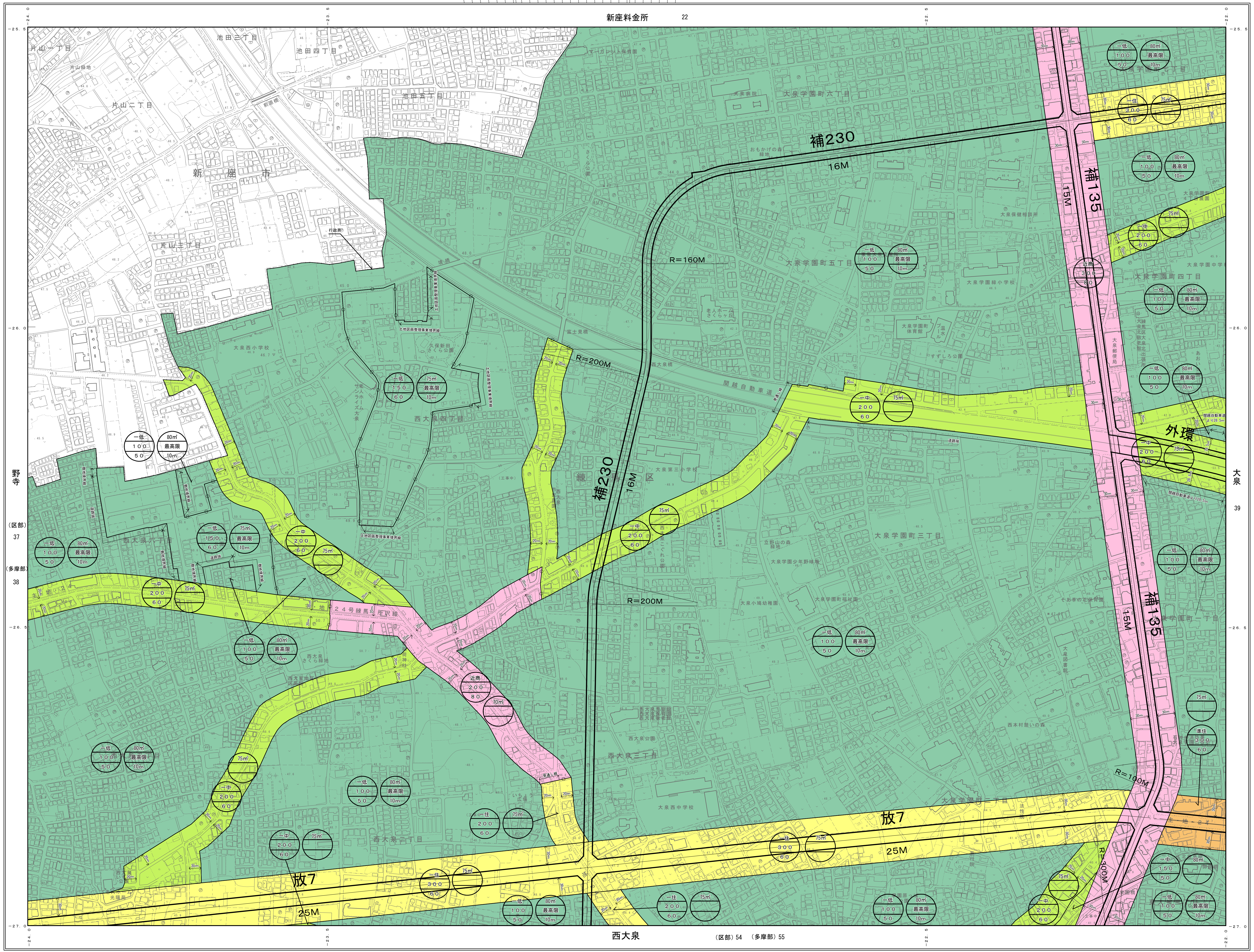

新座料金所
22
西大泉
（区部）54　（多摩部）55
野寺
（区部）37
（多摩部）38
大泉
39
－25．5
－26．0
－26．5
－27．0
－24．0
－23．5
－22．5
－22．0
新座市
片山一丁目
片山二丁目
片山三丁目
池田三丁目
池田四丁目
池田五丁目
大泉学園町六丁目
大泉学園町五丁目
大泉学園町四丁目
大泉学園町三丁目
大泉学園町一丁目
西大泉四丁目
西大泉三丁目
西大泉二丁目
補230
16M
R＝160M
R＝200M
補135
15M
外環
放7
25M
R＝100M
一低 100 50
80㎡ 最高限 10m
一中 200 60
75m
一低 150 60
近商 200 80
一住 200 60
一住 300 60
準住 300
凡例

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向

この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

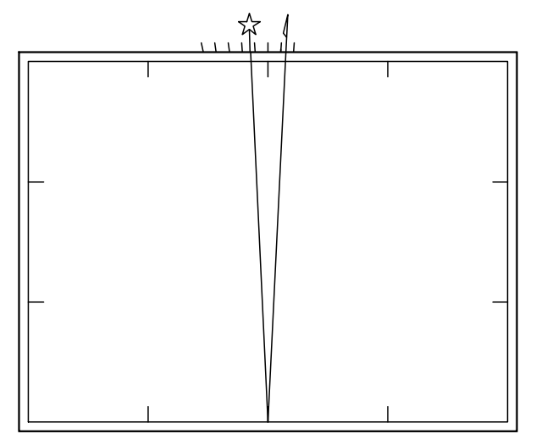

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　　例	
🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟨	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟥	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　39

１８－１０（ＩＸ―ＫＤ８４―４）　H28・3・14（道路網図作成年月日）

大泉

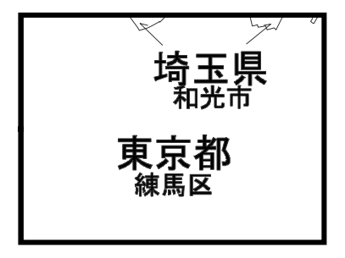
埼玉県
和光市
東京都
練馬区

新座料金所 １８－４	朝霞駐屯地 １８－５	成増西部 １９－１
中通 １８－９	▨	土支田 １９－６
西大泉 １８－１４	東大泉 １８－１５	谷原 １９－１１

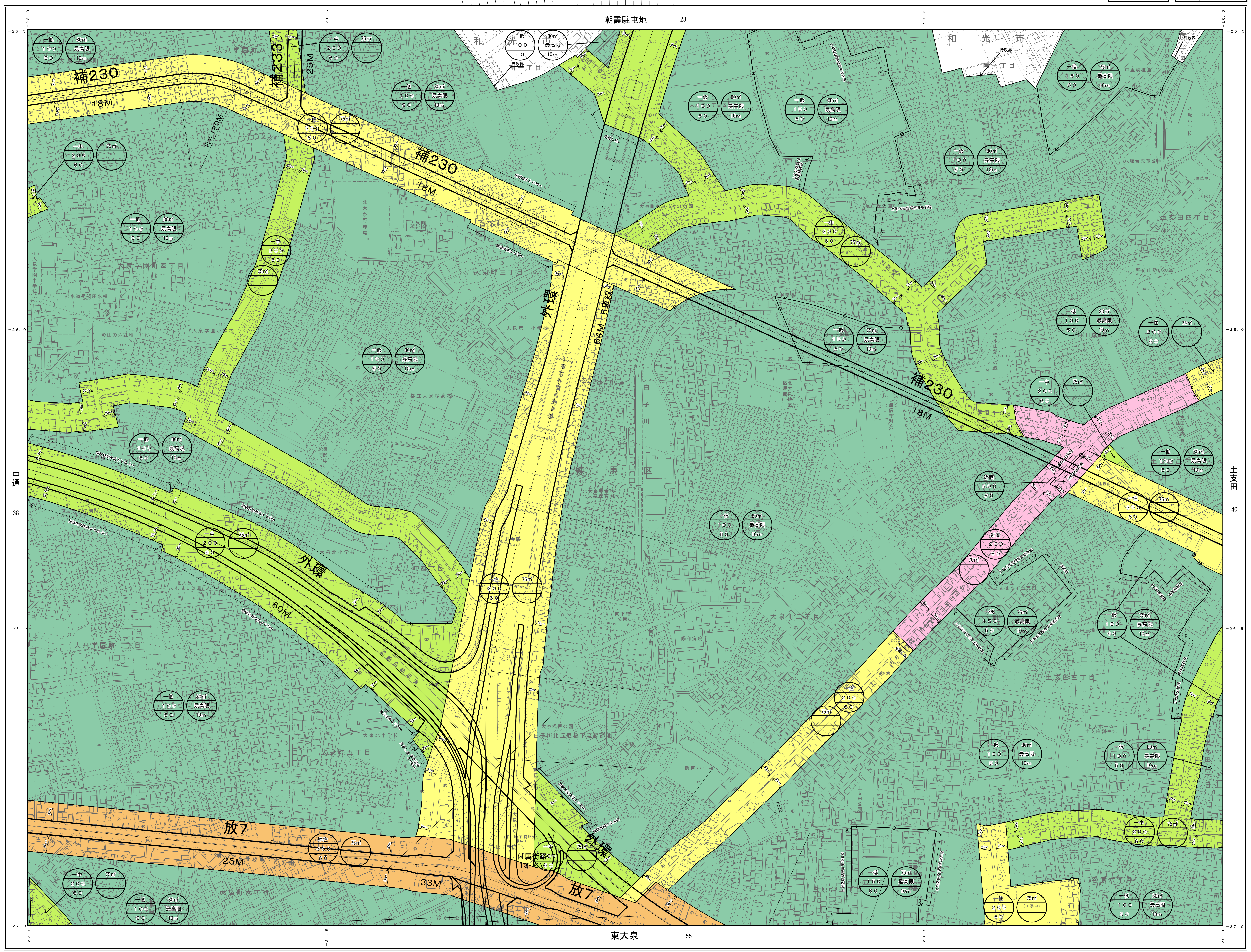
朝霞駐屯地
23
中通
38
土支田
40
東大泉
55
補230
補233
外環
放7
18M
25M
33M
60M
64M
13.5M
付属街路
一低 100 50
80㎡ 最高限 10m
一中 200 60
一中 300 60
一住 200 60
近商 300 80
準住 300 60
75㎡
大泉学園町
大泉町
練馬区
和光市
白子川
－25．5
－26．0
－26．5
－27．0
－22．0
－21．5
－20．5
－20．0

凡　例

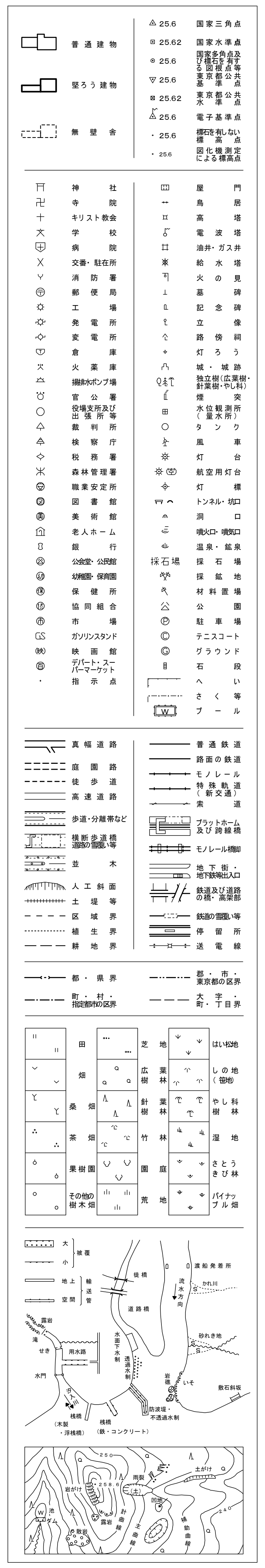

1. 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2. 投影は、横メルカトル図法
3. 平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4. 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5. 等高線の間隔は、２メートル
6. 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

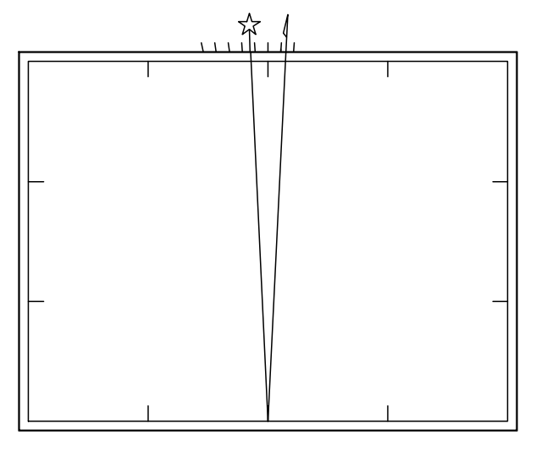

7. 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8. 真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9. 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例	
🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟨	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1. 平成２４年１１月撮影空中写真
2. 平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0　50　100　200　300　400　500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　40

１９－６　（ＩＸ―ＫＤ８５―３）　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

土支田

朝霞駐屯地 １８―５	成増西部 １９―１	赤塚 １９―２
大泉 １８―１０	▨	田柄 １９―７
東大泉 １８―１５	谷原 １９―１１	春日町 １９―１２

埼玉県
和光市
東京都
練馬区

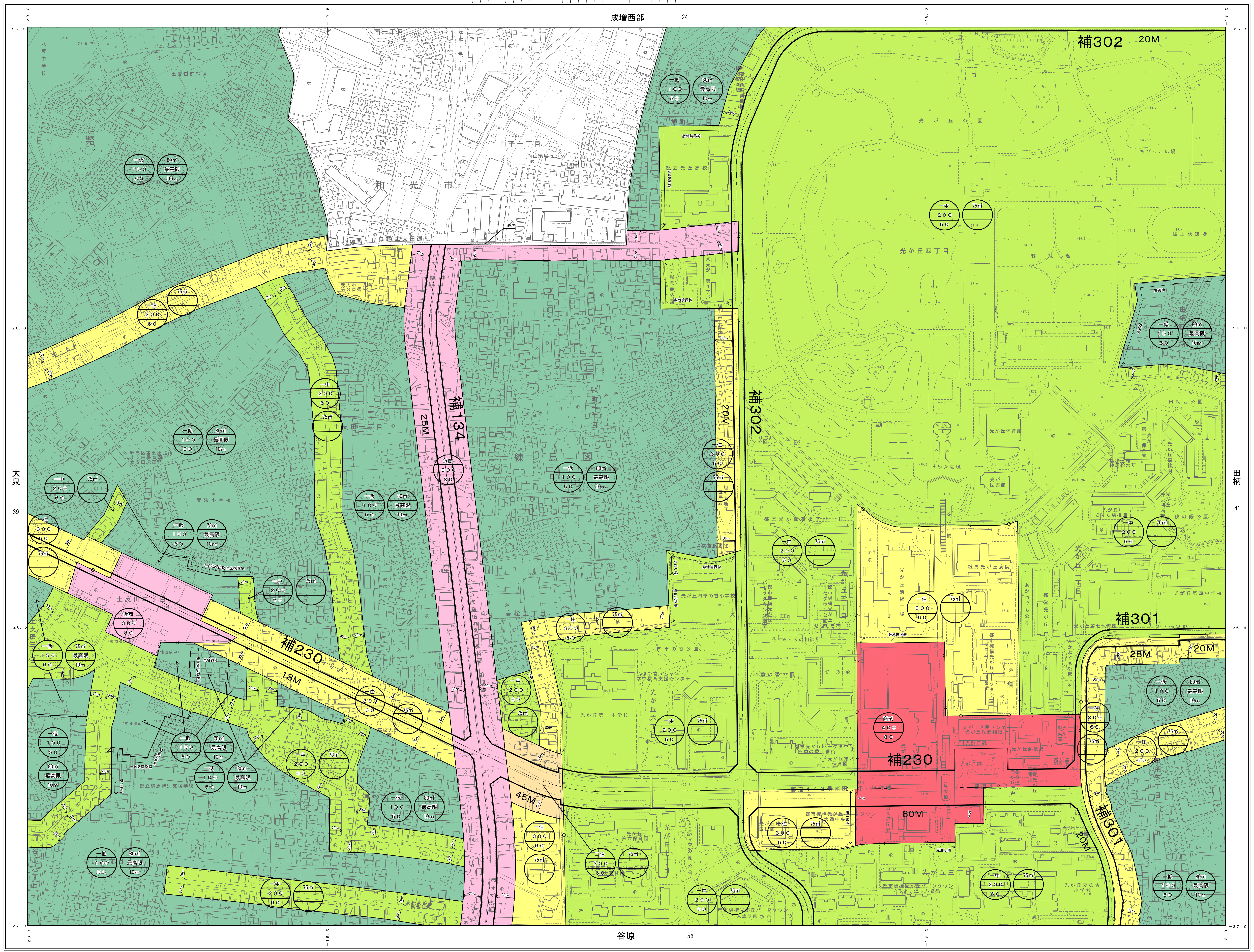
成増西部
谷原
大泉
田柄
補302
20M
補134
25M
補230
18M
45M
補301
28M
20M
60M
和光市
練馬区
光が丘公園
光が丘四丁目
土支田一丁目
高松五丁目
一低 100 50 80㎡ 最高限 10m
一中 200 60 75㎡
一住 300 60
近商 300 80
商業 400 80

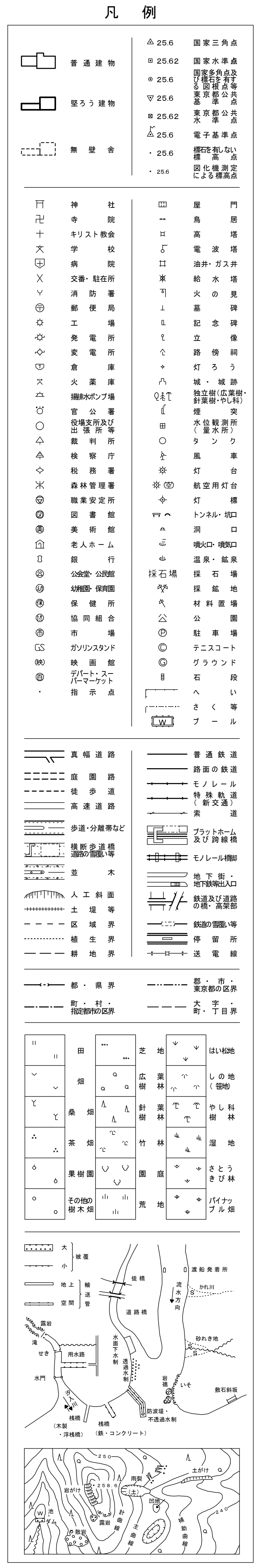
凡　例
岩がけ
雨裂
土がけ
池
ダム
露岩
散岩
凹地
計曲線
主曲線
補助曲線

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

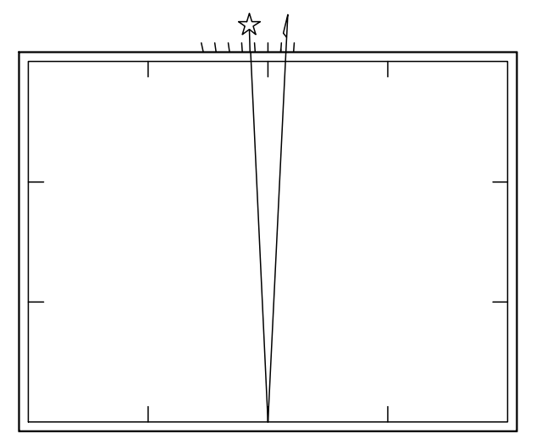

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例	
🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟧	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年 ７月現場調査

１：２，５００

0　50　100　200　300　400　500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者　東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　41

１９－７　（ＩＸ－ＫＤ８５－４）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

田柄

成増西部 １９－１	赤塚 １９－２	西台 １９－３
土支田 １９－６	▨	練馬駐屯地 １９－８
谷原 １９－１１	春日町 １９－１２	氷川台 １９－１３

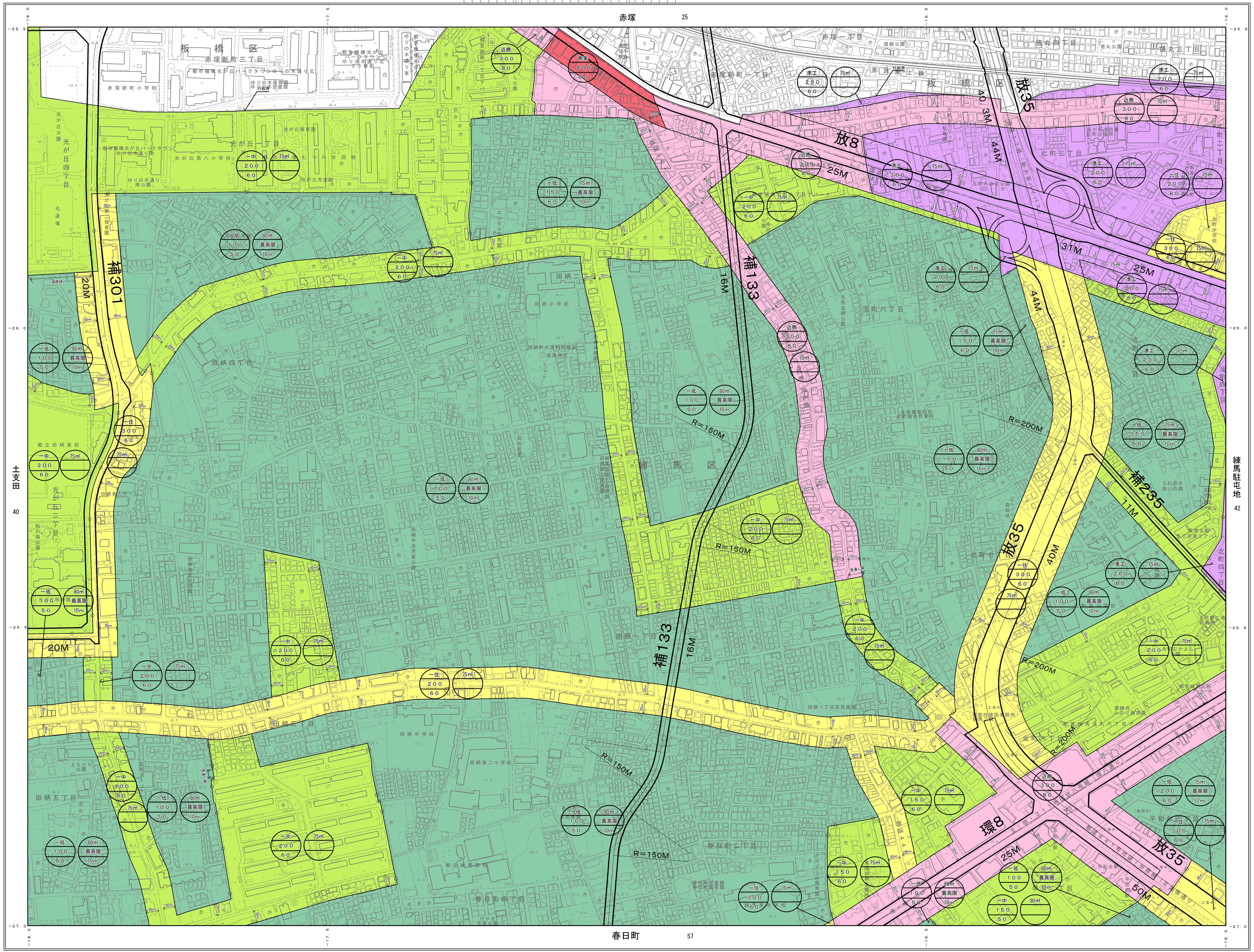

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1.　平成２４年１１月撮影空中写真
2.　平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者　東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

凡　例

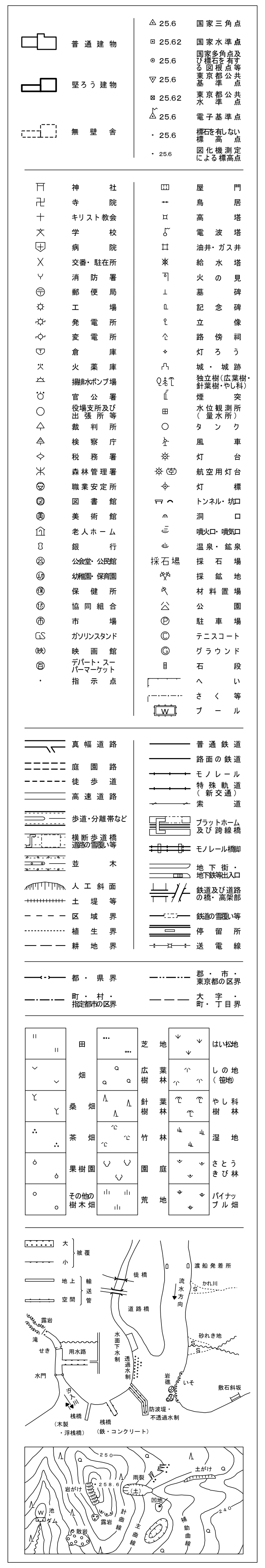

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

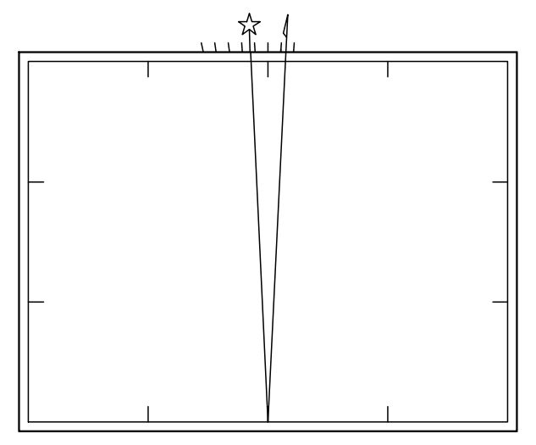

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟧	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　42

１９－８　（ＩＸ—ＫＤ８６—３）

H28・3・14　（道路網図作成年月日）

練馬駐屯地

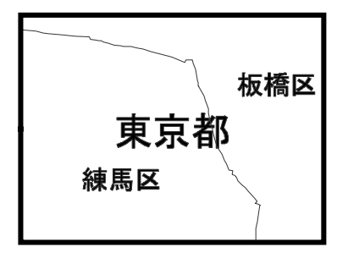

赤塚 １９－２	西台 １９－３	坂下 １９－４
田柄 １９－７	▨	前野町 １９－９
春日町 １９－１２	氷川台 １９－１３	大谷口 １９－１４

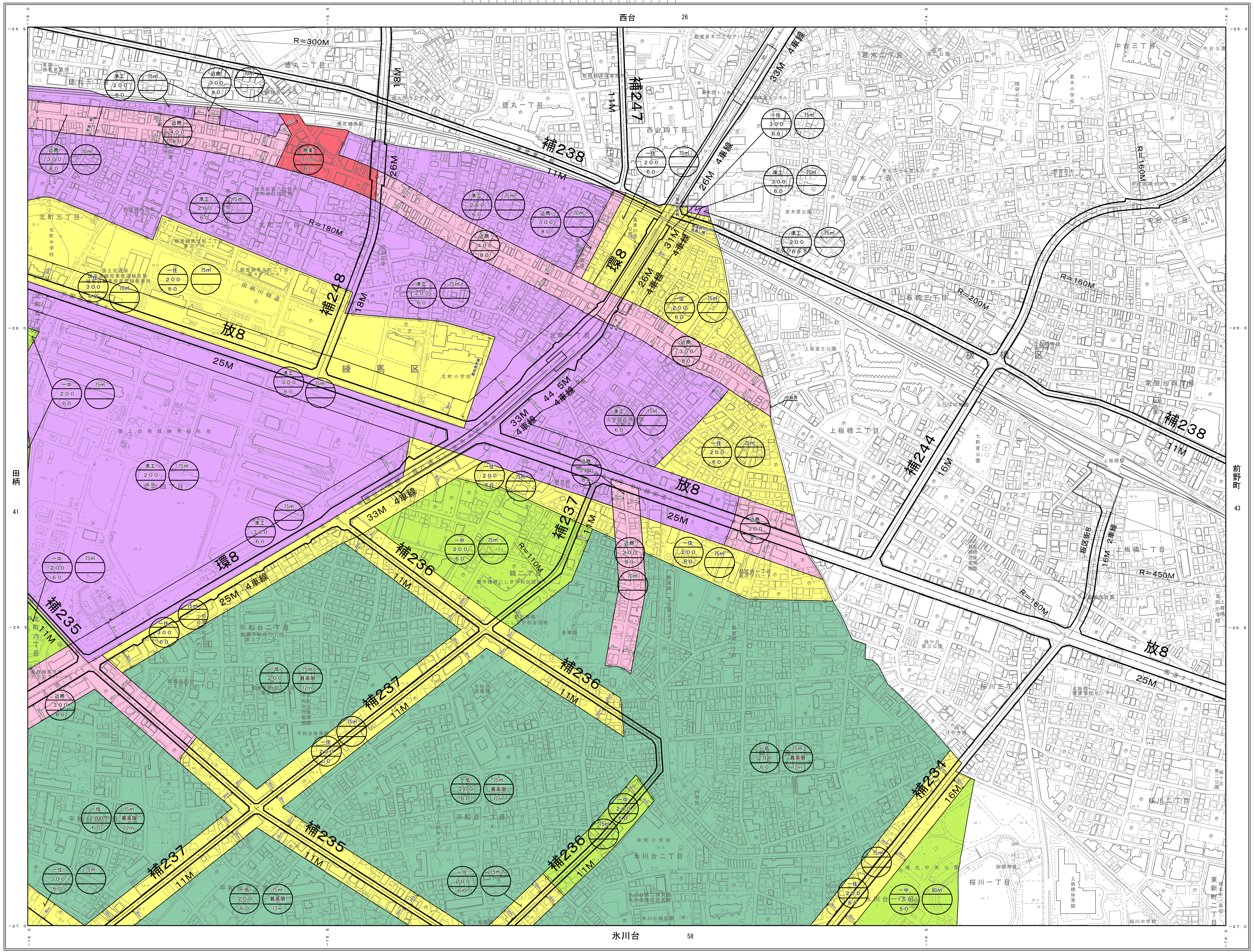

西台　26
田柄　41
前野町　43
氷川台　58
R=300M
補238
補247
18M
11M
26M
33M 4車線
26M 4車線
環8
放8
補248
25M
44.5M 4車線
補237
補236
補235
補234
補244
R=180M
R=200M
R=160M
R=450M
R=110M
北町三丁目
北町一丁目
錦二丁目
平和台一丁目
氷川台二丁目
上板橋三丁目
桜川一丁目
練馬区
板橋区
近商 400 80
商業 400 80
準工 200 60
一住 200 60
一中 200 60
一低 200 60 最高限 12m
75㎡
-25.5
-26.0
-26.5
-27.0
-16.0
-15.5
-14.5
-14.0

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0
50
100
200
300
400
500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者　東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

凡　例

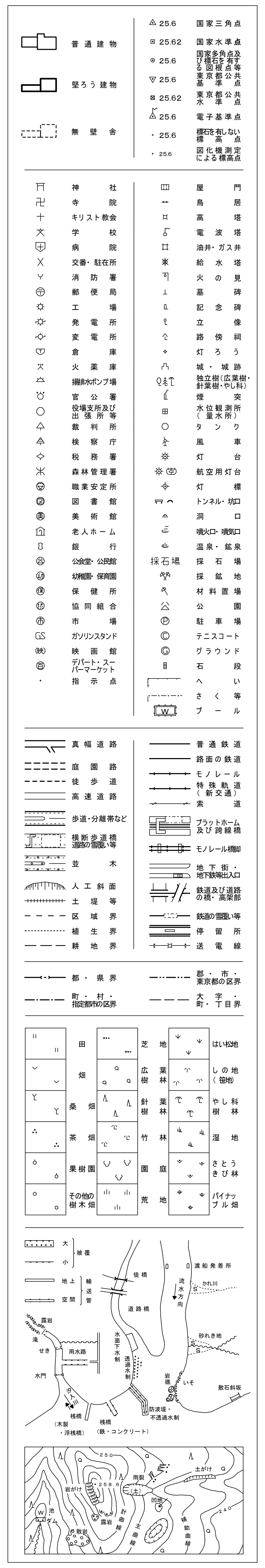

普通建物
堅ろう建物
無壁舎
岩がけ
土がけ
雨裂
凹地
池
ダム
散岩
露岩
計曲線
主曲線
補助曲線
250
258.6
240

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

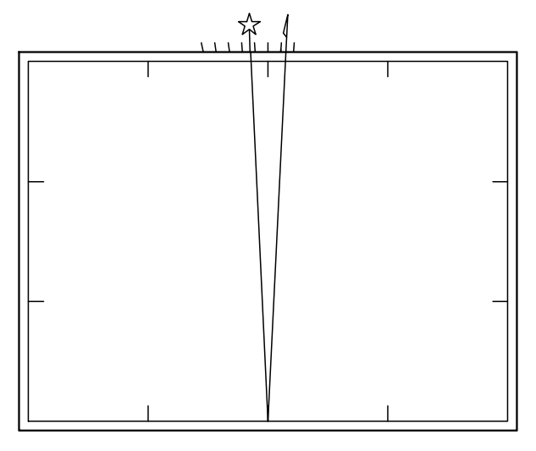

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟨 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟥 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　53

１８－１３（ＩＸ－ＫＤ９３－２）　H31・3・14　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

大保谷

埼玉県
新座市
練馬区
東京都
西東京市

大門町 １８－７	野寺 １８－８	中通 １８－９
南沢 １８－１２	▨	西大泉 １８－１４
西原町 １８－１７	泉町 １８－１８	南大泉 １８－１９

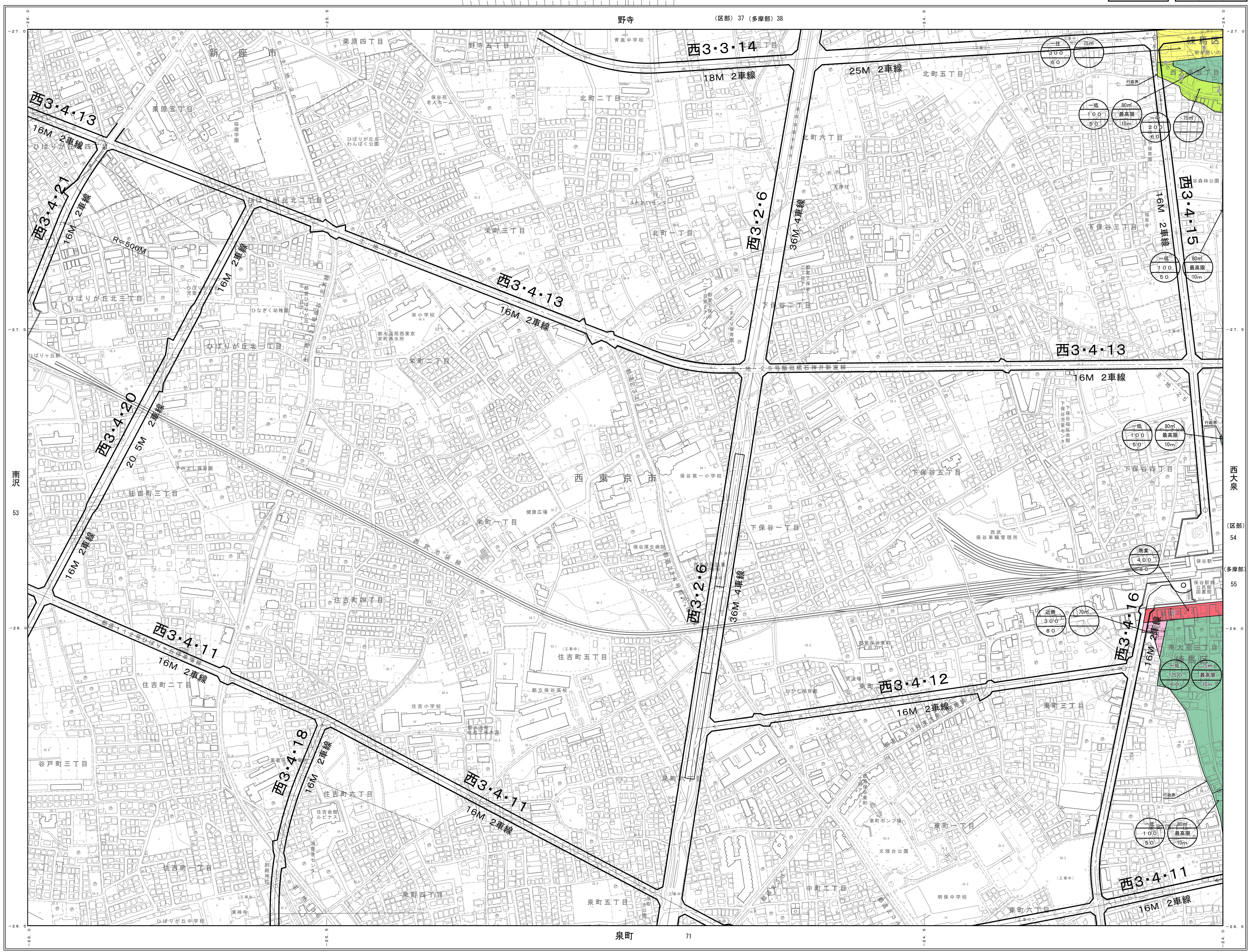
野寺
（区部）37（多摩部）38
南沢
53
西大泉
（区部）
54
（多摩部）
55
泉町
71
西3・3・14
18M　2車線
25M　2車線
西3・4・13
16M　2車線
西3・4・21
16M　2車線
R=500M
西3・4・20
20.5M　2車線
西3・2・6
36M　4車線
西3・4・15
16M　2車線
西3・4・16
西3・4・11
西3・4・12
西3・4・18
新座市
西東京市
練馬区
一低　100　50
一低　300　60
一低　150　60
80㎡　最高限　10m
75㎡
近商　300　80
商業　400　80
70㎡
栗原四丁目
北町二丁目
北町五丁目
北町六丁目
北町一丁目
ひばりが丘北二丁目
ひばりが丘北三丁目
ひばりが丘北一丁目
栄町三丁目
栄町二丁目
栄町一丁目
下保谷三丁目
下保谷二丁目
下保谷一丁目
下保谷五丁目
下保谷四丁目
住吉町三丁目
住吉町四丁目
住吉町五丁目
住吉町二丁目
住吉町六丁目
住吉町一丁目
谷戸町三丁目
東町三丁目
東町一丁目
東町四丁目
東町六丁目
泉町四丁目
泉町五丁目
中町二丁目
南大泉五丁目
西大泉五丁目
保谷第一小学校
都立保谷高校
住吉小学校
明保中学校
ひばりが丘中学校
保谷駅
西武池袋線
文理台公園
−27.0
−27.5
−28.0
−28.5
−26.0
−25.5
−24.5
−24.0

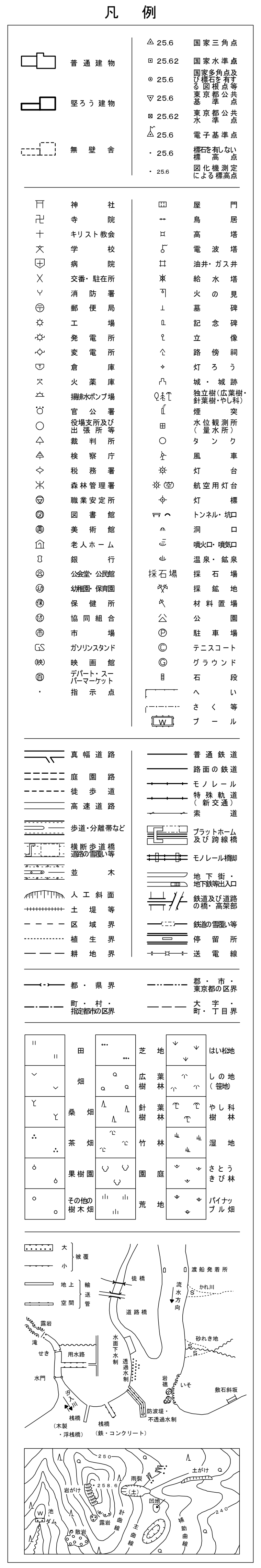

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

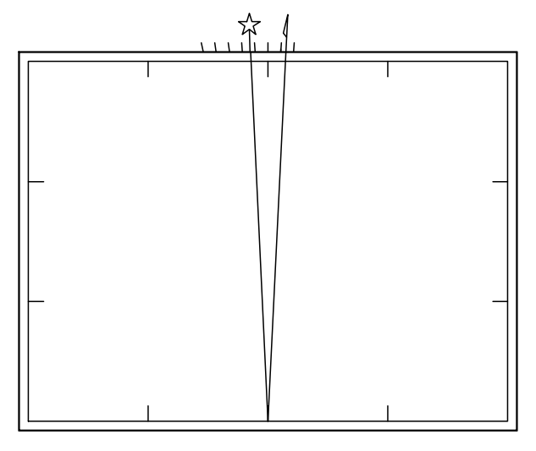

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟨 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟥 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0
50
100
200
300
400
500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　54

西大泉

１８－１４（ＩＸ―ＫＤ９４―１）　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

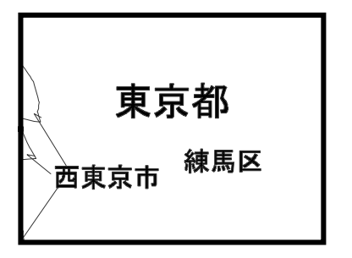

東京都
西東京市
練馬区

野寺 １８－８	中通 １８－９	大泉 １８－１０
大保谷 １８－１３	▨	東大泉 １８－１５
泉町 １８－１８	南大泉 １８－１９	石神井公園 １８－２０

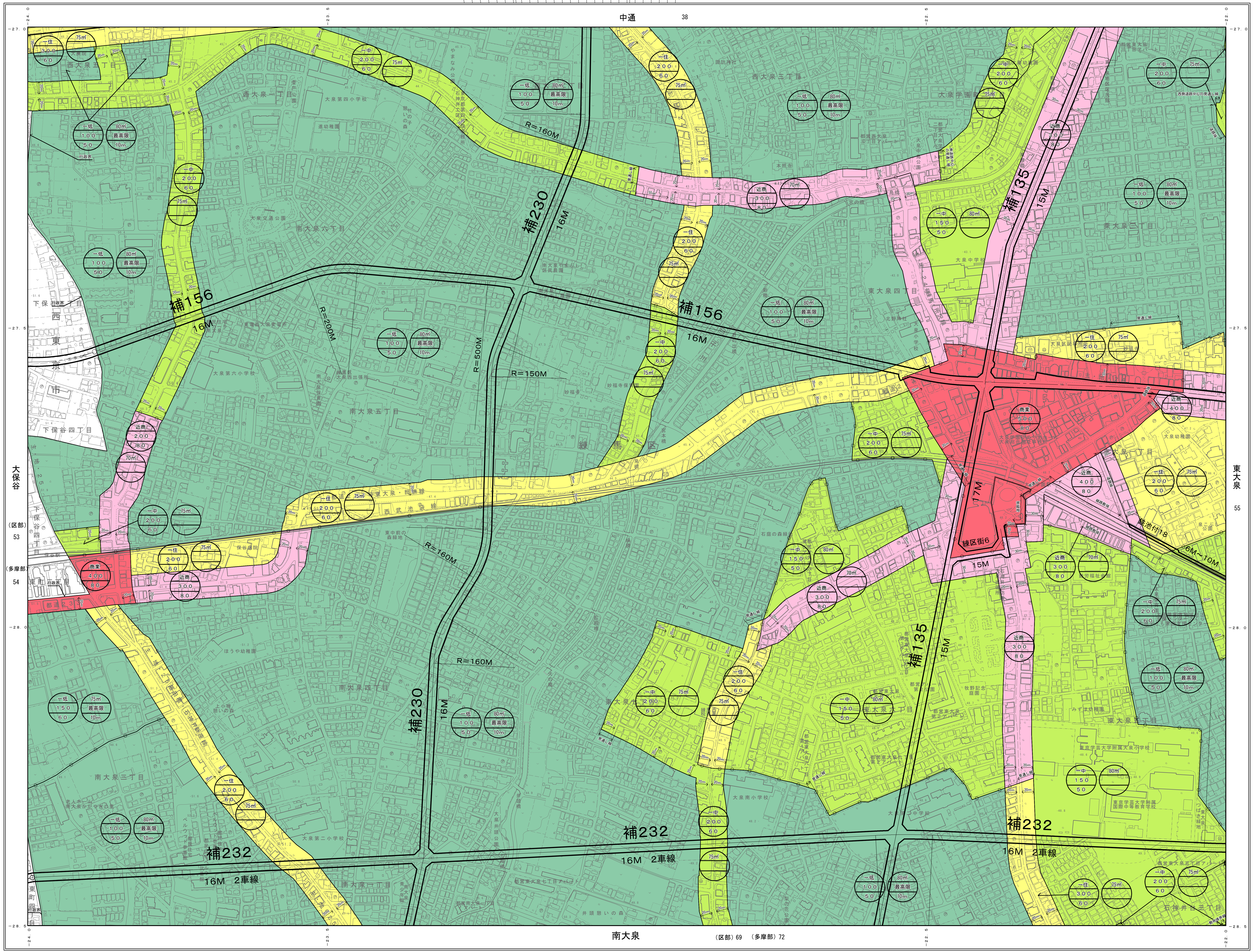

中通
38
南大泉
（区部）69　（多摩部）72
大保谷
（区部）
53
（多摩部）
54
東大泉
55
補230
補156
補135
補232
16M
15M
17M
R＝160M
R＝200M
R＝500M
R＝150M
練区街6
練池付18
6M～10M
16M　2車線

凡　例

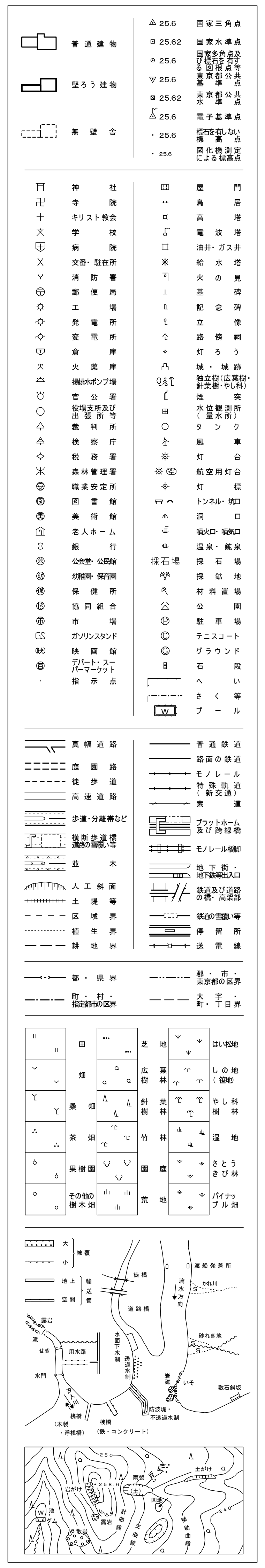

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、
上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

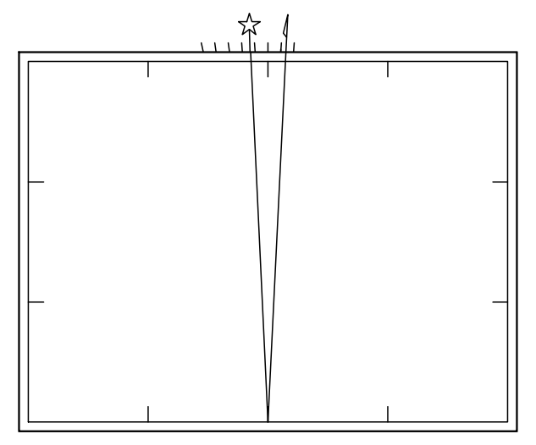

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟨	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟥	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0
50
100
200
300
400
500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　55

１８－１５（ＩＸ—ＫＤ９４—２）　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

東大泉

東京都
練馬区

中通 １８－９	大泉 １８－１０	土支田 １９－６
西大泉 １８－１４	▨	谷原 １９－１１
南大泉 １８－１９	石神井公園 １８－２０	富士見台 １９－１６

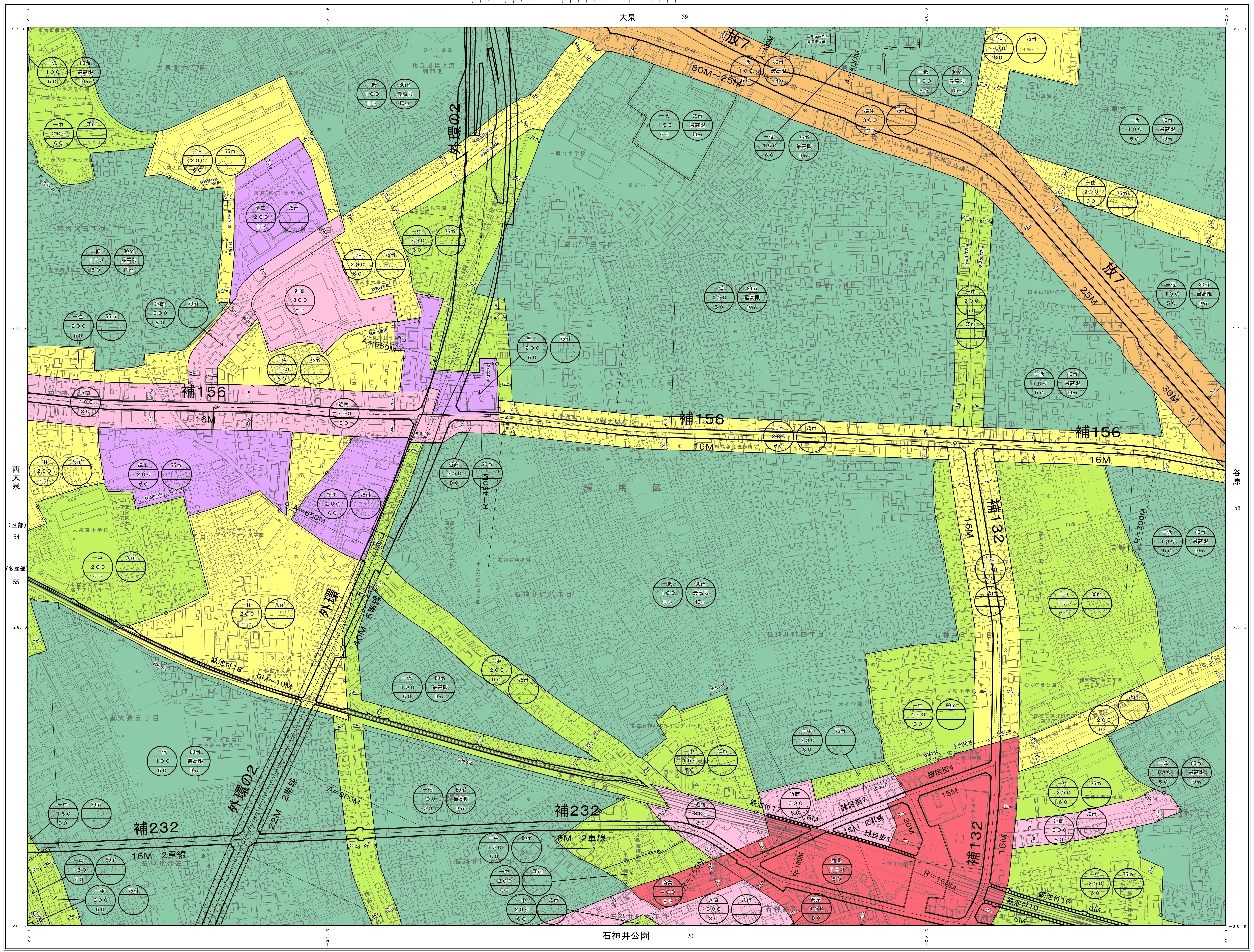
大泉 39
西大泉
（区部）
54
（多摩部）
55
谷原
56
石神井公園 70
放７
80M～25M
A＝400M
25M
30M
補156
16M
A＝650M
補132
R＝300M
16M
R＝450M
外環02
外環
40M 6車線
鉄池付18
6M～10M
外環02
22M 2車線
A＝900M
補232
16M 2車線
16M
練馬区
鉄池付17
6M
練区街4
練区街7
15M 2車線
練自歩1
20M
15M
R＝160M
鉄池付16
鉄池付10
6M
１：２，５００
0
50
100
200
300
400
500m

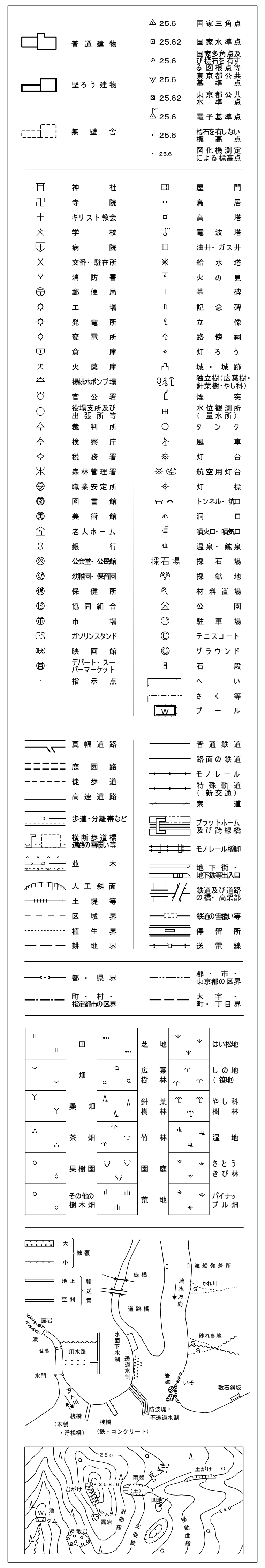

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系

2　投影は、横メルカトル図法

3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）

4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）

5　等高線の間隔は、２メートル

6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

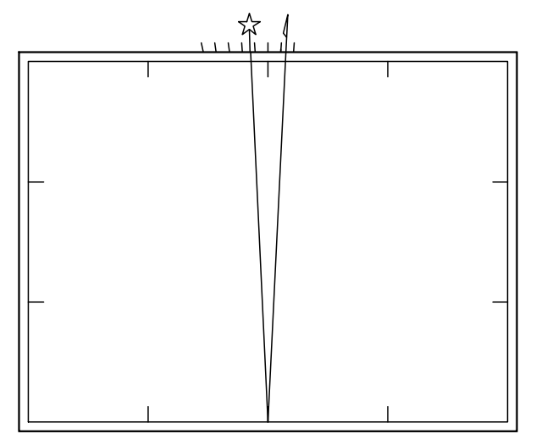

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’

8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’

9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例

- 🟩 第一種低層住居専用地域
- 🟩 第一種中高層住居専用地域
- 🟨 第一種住居地域
- 🟧 第二種住居地域
- 🟧 準住居地域
- 🟥 近隣商業地域
- 🟥 商業地域
- 🟪 準工業地域
- 🟦 工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日

（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　56

１９－１１（ＩＸ—ＫＤ９５—１）　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

谷原

東京都 練馬区

大泉 １８—１０	土支田 １９—６	田柄 １９—７
東大泉 １８—１５	▨	春日町 １９—１２
石神井公園 １８—２０	富士見台 １９—１６	練馬 １９—１７

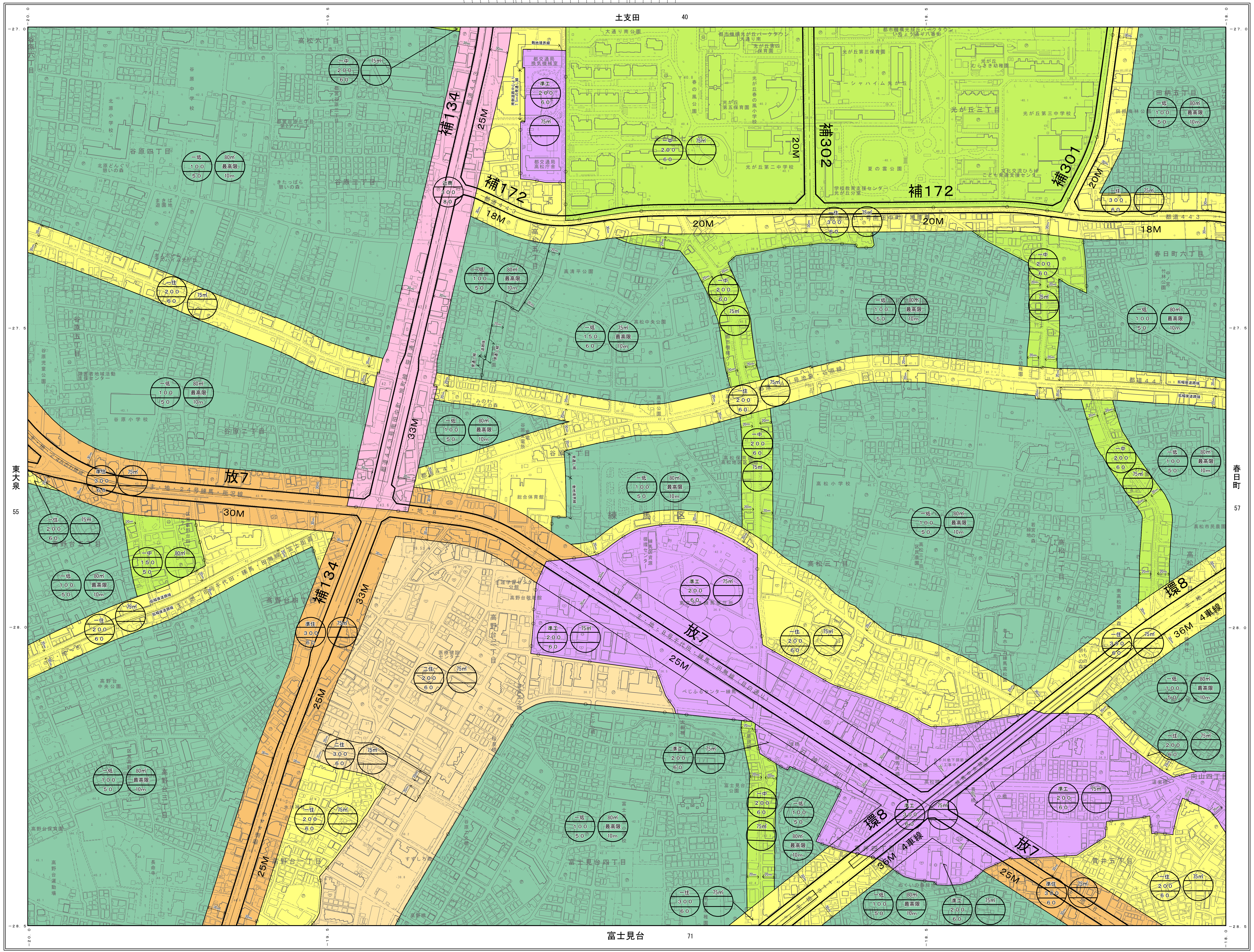
土支田　40
富士見台　71
東大泉　55
春日町　57
－２７．０
－２７．５
－２８．０
－２８．５
－２０．０
－１９．５
－１８．５
－１８．０
補134
補172
補302
補301
放7
環8
25M
33M
18M
20M
30M
25M
36M　4車線
谷原四丁目
谷原三丁目
谷原二丁目
高松六丁目
高松五丁目
高松三丁目
高野台一丁目
高野台二丁目
富士見台四丁目
春日町六丁目
田柄五丁目
光が丘三丁目
一低 100 50 80m 最高限 10m
一中 200 60 75m
一住 200 60 75m
二住 300 60 75m
準住 300 60 75m
準工 200 60 75m
近商 300 80

凡　例

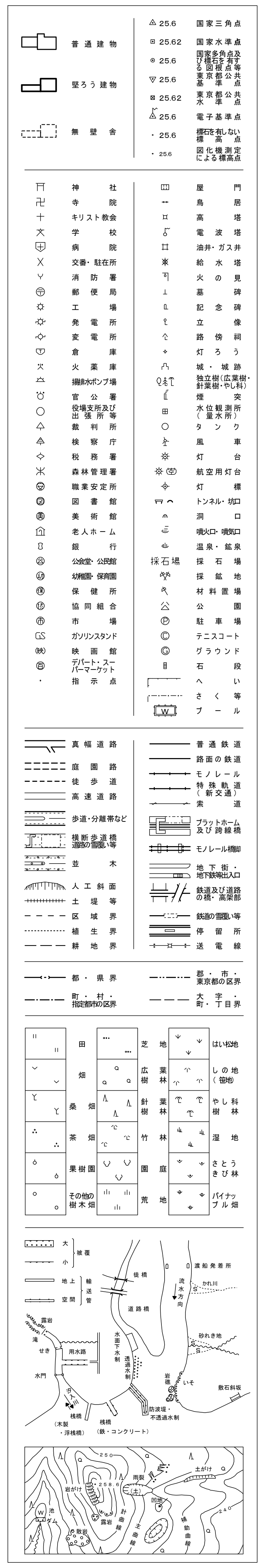

1. 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2. 投影は、横メルカトル図法
3. 平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4. 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5. 等高線の間隔は、２メートル
6. 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

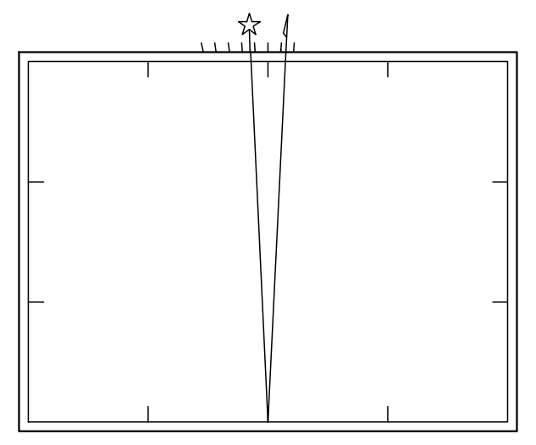

7. 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8. 真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9. 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　例	
🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟨	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1. 平成２４年１１月撮影空中写真
2. 平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0　50　100　200　300　400　500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

練馬区　用途地域

１：２，５００　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　57

春日町

１９－１２（ＩＸ—ＫＤ９５—２）　H29・3・14　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

東京都
練馬区

土支田 １９－６	田柄 １９－７	練馬駐屯地 １９－８
谷原 １９－１１	▨	氷川台 １９－１３
富士見台 １９－１６	練馬 １９－１７	桜台 １９－１８

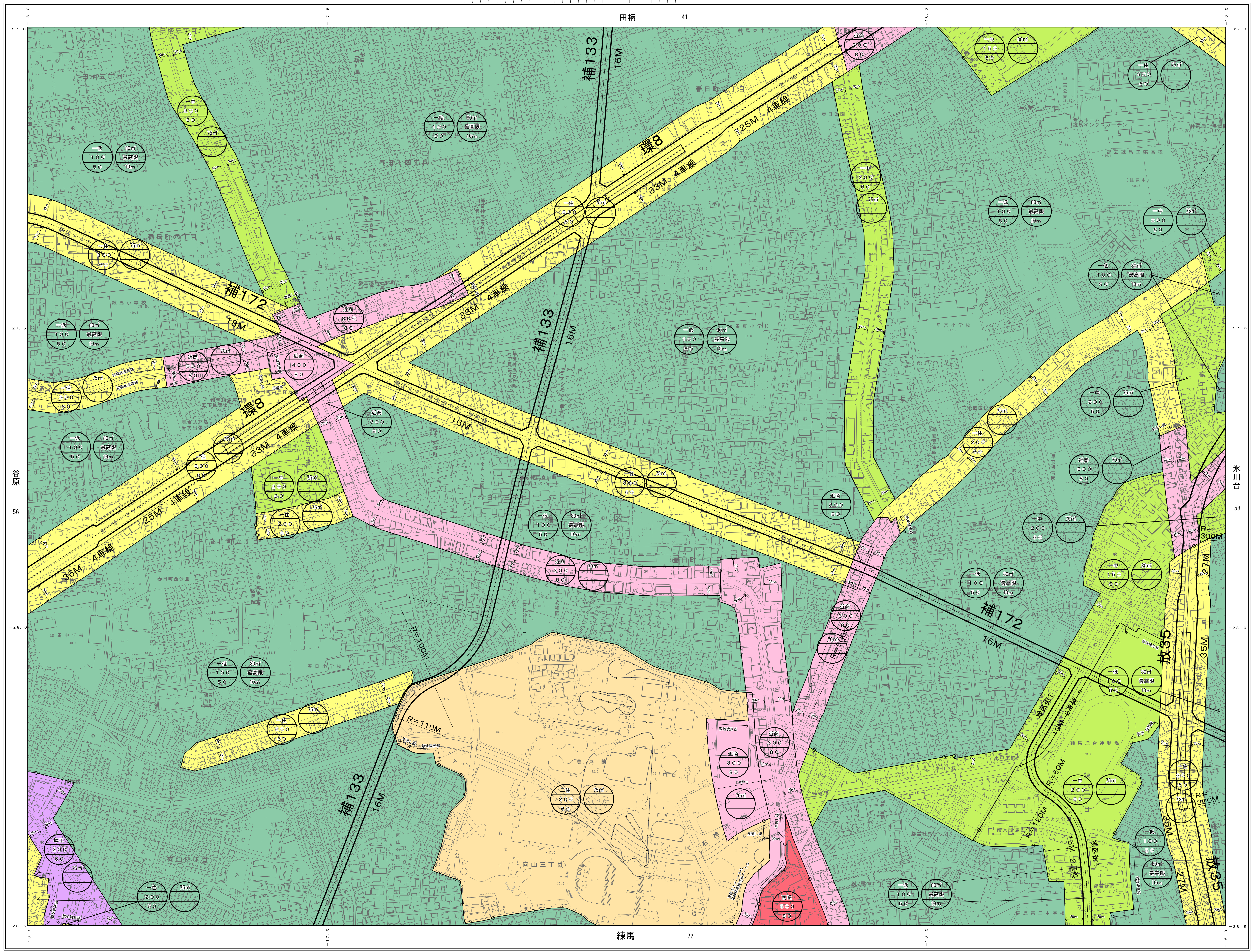

凡　例

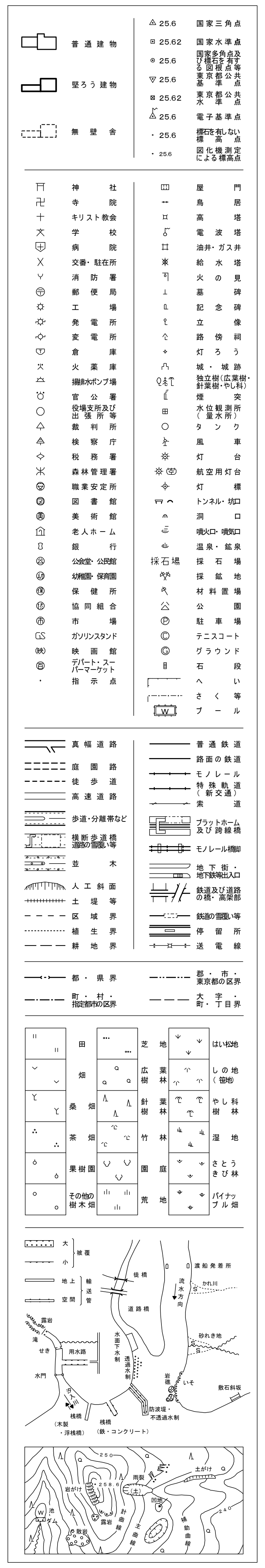

平成　９年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現場調査

１：２，５００

0
50
100
200
300
400
500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第１７号　（承認番号）３都市基街都第３１号、令和３年５月１２日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5　等高線の間隔は、２メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との交点を中として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30’単位の目盛りに、10’単位で表示

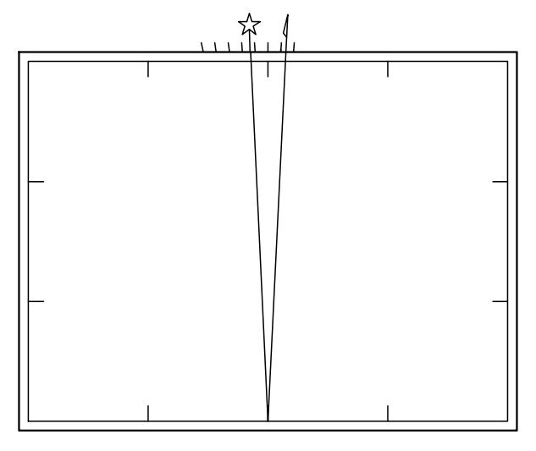

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約１０’
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「２０１０年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００’
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡　　例	
🟩	第一種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟨	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域